

環廢対第 120629003 号

平成 24 年 6 月 29 日

〇〇〇市長

△△ △△殿

環境大臣

細野 豪志

災害廃棄物の広域処理の調整状況について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関しまして、御協力をいただき感謝申し上げます。

平成 24 年 5 月 21 日に公表した、岩手県及び宮城県における災害廃棄物の処理対象量の見直しでは、県内処理を最大限進めた上でなお、岩手県約 120 万トン（処理済分約 1 万トンを含む）、宮城県約 127 万トン（処理先確定分約 13 万トンを含む）の広域処理が必要な結果となりました。この結果を受け、改めて両県から環境省に対し、引き続き、広域処理実現に向けた調整を行っていくことについて協力要請が行われところです。これを受けて環境省では両県と廃棄物の種類ごとにきめ細かな調整を行ってきました。

その結果を踏まえて、本日の災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合にて、別添の「広域処理の推進に向けた取組状況」について、報告し了承をいただきました。詳しくは同資料の別添 3「広域処理の調整状況」に示すとおりですが、岩手県の可燃物・木くずの広域処理について、既に実施中の自治体及び最優先で広域処理の実現を図るとして調整中の自治体における広域処理の受入予定量により、広域処理必要量に達する見通しが得られつつあります。当面はこれら調整中の自治体における広域処理を確実なものとするのが重要であり、それ以外の自治体との調整は当面見合わせることにいたします。

宮城県の可燃物についても、既に広域処理実施中の自治体に加え、新たな受入れ表明も行われており、大きく進展してまいりました。今後は、宮城県内の仮設焼却炉の処理能力を考慮し、ある程度まとまった量の処理が可能な施設での受入れを対象に調整を行うことといたします。

一方で不燃物については、可能な限り県内処理、復興資材化等に努めることとされていますが、それでもなお埋立処分せざるを得ない不燃物については、県内処分、又は必要に応じて民間施設の活用も含めた追加的な広域処理についても調整を図っていくこととしております。また、漁具・漁網については、大部分が処理先の見通しが得られておらず、民間施設の活用を含めて引き続き調整を行っていきます。

このように、災害廃棄物の広域処理について進捗が得られていますのは、これまでの間、

内閣総理大臣及び環境大臣からの広域的な協力の要請に対し、真摯に御検討いただいた全ての自治体のお陰であり、そのことに対し、心より感謝いたします。

引き続き、既の実施中・調整中の自治体につきましては、その着実な受入れについて改めてお願いするとともに、被災地における再生利用・処理が困難な不燃物、漁具・漁網等について、最優先で広域処理の実現を図る自治体を中心に、特段の御協力をお願いいたします。

広域処理の調整状況

平成 24 年 6 月 29 日

環境省

1. 全般的な状況

(1) 可燃物・木くず

平成 24 年 5 月 21 日に公表した災害廃棄物推計量の見直しにおいて、県内処理を最大限追求した結果、特にこれまで広域処理対象として積極的に調整を進めてきた、「可燃物・木くず」の広域処理必要量が縮小された。

その結果、総理指示に基づき、最優先で広域処理の実現を図る自治体と整理した、受入可能性の高い自治体（以下「最優先自治体」）との調整により、「可燃物・木くず」の広域処理については、期間内の処理に向けての見通しが得られつつある。

具体的には、既に実施中・調整中の最優先自治体における広域処理の受入予定量により、広域処理必要量がカバーできる見通しが得られつつあり（特に岩手県）、当面はこれら調整中の最優先自治体における広域処理を確実なものとするに、全力を挙げるのが重要である。

したがって、それ以外の自治体との調整は、当面見合わせつつ、概ね 7 月中を目途とする、広域処理を含めた災害廃棄物のより具体的な全体像を示す計画（以下「全体計画」）の策定に合わせて、必要性を整理する。

(2) 不燃物その他

不燃物については、災害廃棄物推計量の見直しにより、特に岩手県において大幅に増加したところであるが、大部分が処理先の見通しが得られていない。

したがって、まずは公共工事における再生資材としての利用を最大限図ることが重要であり、その上で再生利用困難な不燃物の処理について、概ね 7 月中目途の全体計画の策定に合わせて、最優先自治体を中心に、調整を行う。

その他、漁具・漁網については、大部分が処理先の見通しが得られておらず、民間施設の活用を含め、最優先自治体を中心に、引き続き調整を行う。

2. 岩手県

(1) 可燃物・木くず

表に示す最優先自治体における受入（予定）量により、県内各市町村の広域処理必要量は、概ねカバーできる見通しとなっており、これらを確実に実施することにより、期間内での処理が見通せる状況となっている。

この他の最優先自治体等（北海道、千葉市、神奈川県、北陸、三重県）とも調整実施中であり、これらの処理が実現することにより、期間内での処理の確実性が高まるとともに、地域によっては処理期間の前倒しも期待できる状況となっている。

●可燃物・木くずに関する広域処理の調整状況※

	受入実施中・調整中の最優先自治体
洋野町、久慈市、野田村、普代村	青森県、埼玉県、秋田県
田野畑村、岩泉町、宮古市	秋田県、群馬県、東京都
山田町、大槌町	東京都、静岡県
釜石市、大船渡市、陸前高田市	山形県

※最優先自治体の中で、既に本格受入実施中・表明済、試験処理実施済の自治体のみ記載。

※大阪府については、大阪市における本格受入表明済みであるが、搬出元自治体が調整中であるため、上記に記載していない。

(2) 不燃物その他

災害廃棄物処理量の見直しにより大幅に増加した不燃物については、可能な限り県内処理、復興資材化等に努めることとされており、「岩手県沿岸地域における災害廃棄物の有効活用に関する連絡会議」（岩手県、岩手復興局、関係省庁出先機関で構成）において、復興資材として活用すべきものは全て復興資材化する検討が進められている。

ただし、再生利用に努めても、なお埋立処分せざるを得ない不燃物については、県内処分、又は必要に応じて民間施設の活用も含めた追加的な広域処理に

ついて調整を行う。

漁具・漁網についても、民間施設の活用も含め、引き続き調整を行う。

3. 宮城県

(1) 可燃物・木くず

可燃物については、東京都、青森県、山形県による着実な受入に加えて、北九州市の本格受入表明により大きく進展した。

このような状況と県内の仮設焼却炉の処理能力（全体で約 4500 トン/日）を考慮し、ある程度まとまった量の処理が可能な施設での受入を対象に、引き続き調整を行う。

他方、木くずについては、再生利用を優先しつつ、ある程度まとまった量の処理が可能な施設（主に民間施設）での受入が検討されているところ、引き続き調整を行い、早期の具体化を図る。

(2) 不燃物その他

不燃物については、岩手県と同様、県内再生利用を進めるとともに、必要に応じて民間施設の活用も含めた広域処理について調整を行う。